

令和 8 年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画

和歌山県職業能力開発協会

実施要領	実施計画の内容
地域技能振興コーナー事業	
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー	和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）に歌山県技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）を設置する。 コーナーでは、和歌山県の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスター派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 また、コーナーは、厚生労働省及び中央技能振興センター（以下「センター」という。）に対し、当県における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	コーナーには、組織運営及び実務能力に秀でたコーナー長を専任で配置。コーナー長は本県における事業責任者として、センターとの連絡対応や目標達成のため進捗状況の管理、実績把握を行い、企業や業界団体、教育訓練機関等との連絡調整、業務の遂行に必要な会議を行う。 また、コーナー長の業務を補佐し本事業の庶務や進捗状況の把握等、事務全般を行うコーナー職員を 2 名配置するほか、新規派遣先企業等の発掘のため協会課長級職員を事業サポートとして配置する。
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	企業や業界団体への訪問により、対象分野について認定要件に該当するものづくりマイスター候補者の掘り起しを行う。特に、指導のニーズが見込まれる機械加工職種や電子機器組立て職種を重点的に、新たにものづくりマイスターの対象職種となった化学分析職種等も含めて長期間の実技指導に応えられるよう、活動が自由となる定年退職後の人材などを候補者として開拓する。 また、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かの意思確認作業を行うほか、それ以外のものづくりマイスターについても、登録内容に変更がないか確認を行い、ものづくりマイスターデータベースが最新の状態となるよう努める。

(2) ものづくりマイスターへの説明	ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して、本事業の説明を行い、特に実技指導に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。
(3) 申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請書類を確認、取りまとめセンターへ提出、認定委員会の結果通知及び認定書の送付等一連の業務を行う。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターに対し、指導技法等講習を実施する。指導技法等講習は9月頃及び2月頃の年2回、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。 講習に必要な資料はセンターより取り寄せ、ものづくりマイスターによる指導技法が全国的に均一化できるよう、受講者の安全面を第一とした指導技能の質の確保・向上を図り、必要に応じて個人情報保護、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇面の知識付与や、実技指導派遣元の意見を踏まえた研修を行う。 特に、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する場合、この施設を利用している方は配慮を必要とする場合があるため、この施設に派遣する場合は、平成27年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に必要な研修を行う。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターが継続して活動する意思がある場合には、最新の指導技法等講習を行うか、最新版のテキストや事例集等を提供し、指導技法の質を確保する。 このほか、センターが主催する「事例発表・意見交換会」が実施される際は、開催職種に該当するものづくりマイスターに参加勧奨を行うとともに、これらの講習、研修等に参加するものづくりマイスターに交通費を支給する。

3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	技能検定の実技試験問題や、技能競技大会の課題等を活用した、若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設・設備等のコーディネートを行う。 また、技能検定3級の受検資格付与に関し、「技能検定の受検資格について（平成30年1月4日付け開発 0104 第1号）」のとおり、受検資格付与の対象となる者の要件や必要な手続きの確認を促す。 なお、当県に指導を行えるものづくりマイスターがない場合は、他の都道府県の登録情報を把握し広域派遣に努めるなど、企業や工業高校等の要請を断ることのないようコーディネートするとともに、中小企業の要請については、中小企業事業主が負担する諸経費について、比較的低廉な単価等となるよう努める。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施	① 中小企業への派遣 中小企業の若年者（主に15歳から35歳未満）に対する指導の要請を受けて、ものづくりマイスターの派遣を実施。指導内容は、技能検定2～3級相当の指導レベルとするが、派遣対象企業等のニーズに応じて柔軟に対応する。 派遣目標：250人日 ② 業界団体 業界団体の若年者に対する指導の要請を受けて、ものづくりマイスターの派遣を実施。指導内容は、技能検定2～3級相当の指導レベルとするが、業界団体のニーズに応じて柔軟に対応する。 派遣目標：30人日 ③ 工業高校等学校への派遣 工業高校等学校の生徒等に対しては、技能検定3程度のレベルを目安として実施する。また、技能検定3級の受検資格付与を希望する者に対し「技能検定3級試験の受検資格付与に係る確認書」に、ものづくりマイスターが実施した実技指導受講の結果、確認書の各項目についてチェックし、安全に作業ができるか否かを判定する。 派遣目標：1,600人日

(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア 地域関係者の協力を得て、ニートの若者等に対する就労支援等を推進している「地域若者サポートステーション事業」で実施する支援において、協力要請があれば積極的に実施の検討を行い、「地域若者サポートステーション」の支援対象者に対してもものづくりマイスター又は熟練技能者を派遣し、ものづくり体験等を行う。 派遣目標：10人日 イ 地域の教育機関関係者からの要請に基づき、小中学校等の授業等にもものづくりマイスター又は熟練技能者を派遣し「ものづくりの魅力」が伝わるよう講義及びものづくり体験教室を行う。 派遣目標：500人日 ウ 業界団体や和歌山県技能士会連合会の協力のもと、ものづくり体験イベントである「紀の国わかやまものづくりフェア」を実施する。約20のものづくり体験ブースを設置し、ものづくりマイスターや熟練技能者の優れた技能を目の当たりにできる機会となるよう、製作実演や作品展示を行い、参加する児童・生徒やその保護者にひとつでも多くの職種を知ってもらい、将来のものづくり現場での就業等に繋がるよう、理解促進を図る。 派遣目標：1,000人日
4 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施	協会と協議のうえ、技能検定試験とは別に、技能五輪予選を実施する。実施は協会と共同開催とするほか、予選実施にあたり、業界団体に協力を依頼し、競技委員の推薦や参加選手の募集を行う。 予選は日本料理職種を計画しているが、当県からの技能五輪全国大会出場者が例年少数であるため、理容職種や造園職種等、技能検定の2級課題で予選を実施していない職種について、和歌山県や業界団体と協力し、県立の職業訓練校の訓練生や業界関係者の参加等について働きかけを行うなど、新規職種の掘り起こし、参加者の増加、技能尊重気運の醸成を図る。 なお、予選会の実施職種や日程等については、適宜センターに情報提供する。 また、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に当県の中小企業・教育訓練機関等の若年技能者が選手と

	して参加する場合、当該選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費を支援する。 ○ 予選会実施目標：2職種6名程度 ○ 予選会参加手数料：2,000円 ○ 全国大会等参加者への支援目標 ・ 技能五輪全国大会 2職種4名程度（選手2名、指導者2名） ・ 若年者ものづくり競技大会 1職種2名程度（選手1名、指導者1名）
（2）卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	令和8年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツ作成を支援するため、センターが示す編集方針に沿って、被表彰者のプロフィールや仕事に対する思い、若者に伝えたいこと等を当県の被表彰者に取材を行う。
（3）「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	両事業のいずれかの認定を受けた事業者から、認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合は、センターと連携して必要な情報を提供する。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
（1）連携会議の設置	和歌山県、和歌山県教育委員会、労働局、経済団体等をメンバーとする連携会議を設置し、和歌山県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取り組みや、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び進捗状況の管理等を行う。
（2）連携会議の開催回数	連携会議を年度2回開催し、1回目は年度当初に厚生労働省との契約に基づき、事業内容等を盛り込んだ推進計画を策定し決定する。2回目は年末において令和8年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告する。 いずれも取りまとめ後、センターに報告する。
（3）都道府県労働局との連携	連携会議終了後、労働局又はハローワークとの連携について個別に検討する。 例えば、労働局（ハローワーク）が実施しているハロートレーニングに係るイベントでのものづくり体験教室等や、「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」において、職業についての講義や講和を行う際、「ものづくり

	の魅力」発信事業とタイアップしてものづくりマイスター等を派遣できないか検討する。 また、「紀の国わかやまものづくりフェア」において、労働局のブースを設置し、ものづくり分野への就業意識を高めるような周知を行ってもらうなど、相互の事業を活かせるような連携を図る。
--	---